令和２年４月２８日

保護者　様

目黒区教育委員会

目黒区立第八中学校長

飯野　博史

区立小・中学校の臨時休業期間の延長及び教育活動について

本校における新型コロナウイルスの感染症への対応に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

区立小・中学校の臨時休業期間の延長及び教育活動につきまして、下記のとおりお知らせします。

なお、状況が刻々と変化していることから、本内容は現時点のものとなります。

記

１　臨時休業期間の延長について

　　令和２年４月６日（月）から令和２年５月６日（水）まで臨時休業としていたところ、令和２年５月１０日（日）まで延長とします。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であることから、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

２　中学校の入学式について

　　・令和２年５月８日（金）に実施としていたところ、５月１２日（火）に延期し、感染予防の対策を十分講じた上で、校庭（雨天時は体育館）で実施します。

　　　※新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が延長された場合は、更に延期とします。

・新入生の保護者の参列は、１世帯当たり１人とします。

（雨天時は「密」を避けるため、体育館内への新入生保護者の参列はできません。）

　　・軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）が見られる場合は、参列せず、自宅で休養してください。また、感染予防の観点も含め、登校しない場合は、必ず学校に連絡してください。

３　令和２年５月１１日（月）以降の教育活動について

（１）都に緊急事態宣言が出されている場合の対応

臨時休業を延長し、児童・生徒の休業中の生活の状況確認や、家庭学習等の提出及び配布等を個別に行うための連絡日を週１回程度設定します。日時等についての詳細は、後日お知らせします。ご家庭の判断で学校に来られない場合は、ご連絡ください。

（２）都の緊急事態宣言が解除された場合の対応

　　　　当面の間、通常授業は行わず、各校の児童・生徒を複数のグループに分け、分散登校日を設定し、その後、段階的に午前授業、通常授業と移行していきます。

　※なお、５月１１日（月）以降の予定については、改めて５月８日（金）に連絡します。

４　今後の教育活動について

（１）小・中学校における夏季休業日の短縮

　　　　令和２年７月の授業日を、７月２０日（月）までとしていたところ、７月３１日（金）までとし、夏季休業日を８月１日（土）から８月２４日（月）とします。

（２）小・中学校における土曜授業

　　　　振替休業日を設定しない土曜授業を、月１～２回（午前授業、給食提供なし）実施します。

（３）都民の日・区民の日

　　　　休業日としていた都民の日・区民の日（１０月１日（木））を授業日とします。

（４）区連合行事及び自然宿泊体験教室の中止

　　　　学校の教育活動の充実のため区連合行事（音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室、連合体育大会、連合音楽会、特別支援学級連合運動会、理科講演会、連合展覧会）及び小学校第４学年から中学校第１学年までの自然宿泊体験教室・イングリッシュキャンプを中止とします。

（５）学校主催の教育活動等（学校行事）については決まり次第お知らせします。

５　新型コロナウイルス感染症に関する連絡について

　児童・生徒、並びに同居するご家族等が、新型コロナウイルス感染症の「感染者」または「濃厚接触者」となった場合は、速やかに学校にも連絡してください。

なお、児童・生徒、教職員が「感染者」となった場合は、原則として１４日間の「臨時休業（学校閉鎖）」となります。

６　めぐろ子ども見守りメールへの加入について

　感染症対策に関するお知らせを迅速に連絡できるよう、「めぐろ子ども見守りメール」への加入をお願いいたします。

　　※未加入のご家庭で加入を希望される場合は、①お子様の学年・組・お名前②登録したいメールアドレスを学校あてにご連絡ください。

※新１年生保護者の方はお渡ししている申請書にてお申し込みください。

以　上

連絡先

目黒区立第八中学校

副校長　河合富士夫

電話　３７１４－４５９４